

別紙4 化学物質屋内濃度調査要領

1. 採取時期

- (1) 内装工事完了後とする。
- (2) 室内の換気を十分に行い、化学物質の低減に努めた上で採取日を決定すること。

2. 採取を行う住戸・居室

- (1) 測定する住戸の数は、建設戸数の5%以上とし、各住戸2室以上とする。
- (2) 測定する住戸・居室については、市の指示による。(日照の多い南側の居室を原則とする。)

3. 採取位置

当該居室の中央付近で、床からの高さは概ね1.2mから1.5mまでとする。

4. 採取前及び採取中の開口部の開閉

化学物質の採取を行う前に、当該住戸のすべての窓や扉(造付け家具、押入れなどの扉を含む)を30分間開放し、屋外に面する窓及び扉を5時間以上閉鎖した後採取すること。当該居室の中央付近で、床からの高さは概ね1.2mから1.5mまでとする。

5. 換気設備の稼働

停止した状態とする。

6. 測定物質

ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン

7. 測定方法

- (1) 品確法の評価方法基準第506 の6-3 の(3)のロに定める方法によること。
- (2) 原則として(財)ベターリビングによるパッシブ型の採取機器(サンプラー)を用いた方法とする。
 - ・測定バッジF:ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド用
 - ・測定バッジV:トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン用
- (3) パッシブ型による測定回数は1回とする。パッシブ型以外の測定機器によっては、同時に又は連続して2回以上行わなければ正確な結果が得られない機器があるので注意すること。

8. 記録

- (1) 採取時、測定室ごとに次の採取条件を記録すること。
 - ・採取条件:採取開始年月日、採取時刻、室温、相対湿度、天候、日照の状況

9. 濃度分析

個々の採取機器ごとに定められた機関で分析を行うこと。

10. 測定結果等の報告

- (1) 分析結果により安全確認が確認された後は、速やかに報告書を作成すること。報告書の作成要領については、測定前に市から指示を受けておくこと。
- (2) 報告書は、工事完了日までに市へ提出すること。